

「電子政府利用促進週間」の実施について

2008 年（平成 20 年）10 月 8 日

各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定

「電子政府に関する広報、普及活動の推進について」（2004 年（平成 16 年）9 月 15 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、2008 年度（平成 20 年度）の電子政府利用促進週間について、下記のとおり定める。これに基づいて取組を進めるとともに、「オンライン利用拡大行動計画」（平成 20 年 9 月 12 日 IT 戦略本部決定）において、これまでの取組を抜本的に見直し、新たな目標を設定の上、種々の改善措置を集中的に講ずることとした趣旨も踏まえ、政府全体として電子政府に関する広報、普及啓発活動を重点的かつ効果的に推進する。

記

1 主催

総務省、全府省

2 実施期間

2008 年（平成 20 年）10 月 20 日（月）から 10 月 26 日（日）まで

3 実施事項

電子政府利用促進週間（以下「本週間」という。）を中心として、次の事項を実施する。

（１）効果的な広報、普及活動の推進

ア 電子政府認知層の拡大等

電子政府に対し広く一般の関心を高めるため、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び各府省のホームページ並びに各種広報媒体（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、広報誌等）、各種イベントを活用し、電子政府推進に係る政府の取組に関する広報を実施する。

イ 電子政府利用層の拡大等

① オンライン手続の利用を促進するため、各府省において、「オンライ

ン利用拡大行動計画」に基づく重点手続を中心に、このような手続を行う士業や企業担当者等、申請を行う機会の多い者に対する説明会や講習会等の実施を通じて、積極的なオンライン利用の勧奨を行う。

- ② オンライン手続の利用拡大に結びつけるため、受付窓口等において、国民等利用者に対して分かりやすく、かつ、なじみやすいパンフレットの配布やポスターの掲示を始め、職員がオンライン手続の利用が可能であることの周知を積極的に図ることで、より一層効果的な広報、普及・啓発活動を推進する。
- ③ 電子政府の基盤法制である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号）の趣旨や制度について、全国 51 か所に設置している情報公開・個人情報保護総合案内所等において周知を図る。

ウ 表彰の実施

行政情報システムの推進及び改善に多大な貢献をしたと認められる者に対して、総務省において行政情報システム推進功労者表彰を行う。

（２）利用者ニーズの把握と電子政府施策への反映

利用者本位の行政サービスの提供を推進するため、各府省において、利用者の意見要望について、以下の方法により、把握するとともに、その結果を分析し、「オンライン利用拡大行動計画」の見直しや業務・システム最適化等の電子政府施策に的確に反映する。

- ① 電子政府推進員等を通じての意見集約
- ② 各行政機関における窓口申請等を行う者及びオンライン申請等を行う者からアンケート調査等の実施

（３）職員の意識改革のための研修、啓発等

各府省において、以下のとおり、所属職員の研修、啓発等を行う。

ア 職員研修の他、庁内放送の実施、電子メールの配信、電子掲示板への掲載等を通じ、本週間の趣旨、電子政府推進の意義、目的等を周知する。

イ オンライン手続の利用についての意義や目的等について周知を図るほか、特に窓口担当職員に対しては、受付窓口等に来所した国民等に対してオンライン利用の方法やメリット等についての照会に適切に対応でき

るよう周知徹底を図る。

ウ 電子文書及び紙文書について、文書分類に沿った整理、歴史資料の国立公文書館等への移管を含め、文書のライフサイクルを通ずる適切な管理等について周知徹底を図る。

エ 情報セキュリティポリシーに基づき職員が遵守すべき事項について改めて周知する。

オ 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨や制度について、周知徹底を図る。

4 その他

各府省間の情報共有を図り、政府全体として電子政府に係る広報、普及活動の効果的な推進に資するため、本週間を中心とした活動予定及び実績について、各府省の状況を総務省へ報告するものとする。